

防整施第7123号
28.3.31
一部改正 防整施第14982号
令和6年6月26日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の運用について（通知）

標記について、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28. 3. 31）に基づき別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の運用について（防整施第17574号。27. 10. 1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の運用について

1 特別重点調査の実施対象

- (1) 特別重点調査の実施対象者は、予定価格が1,000万円を超える工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの、及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとする。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

- (2) 前号の規定に関わらず、高度技術提案型総合評価落札方式に係るものについては、当分の間、適用しないものとする。
- (3) VE提案等により提示された新技術、新工法等によりコスト縮減が達成可能であり、入札者が提出する様式3に基づき、契約担当官等がその縮減金額の妥当性を確認した場合においては、入札者の申込みに係る価格の積算内訳の額に当該縮減金額を加算した額を用いて低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28.3.31。以下「通知」という。）第1号に定める基準に該当するかどうか判別する。
- (4) 工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定する基準の取扱いに関する細部事項について（防整施第7122号。28.3.31）の工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定する基準の取扱いに関する細部事項の第20項を適用する工事において第1号の比較にあたり、予定価格算定の根拠となる工事費内訳明細書及び応札者の工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の直接工事費については、内訳書に記載されている金額の10%（昇降機等の場合20%）減じた後、第1号に定める率を乗じて比較し、さらに、現場管理費については、直接工事費において減じた額を現場管理費に加算した後、第1号に定める率を乗じて比較するものとする。

なお、適用する工事については、通知別紙の第1項第3号で規定する事前の周知にあたり『「低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」の費用の額のうち、「直接工事費の額」は直接工事費から10分の1（昇降機等の場合5分の1）を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1（昇降機等の場合5分の1）を加えた額として、特別重点調査の実施を判定する。』

と記載するものとする。

2 その他

- (1) 契約担当官等は、年度末の時期を含め、特別重点調査の事務が的確かつ円滑に行われるよう、その発注に係る工事が特別重点調査の対象になりうる可能性もあらかじめ考慮して、より計画的な発注計画を策定すること。
- (2) 通知の第1項1号に規定する特別重点調査の実施方法については以下の例1から3までを参考に調査すること。
 - (例1) 工事の施工に必要なすべての費用を適切に計上しなければならないものとし、発注者から受取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても、工事の施工に必要な費用である以上、適切に計上されているかを確認する。
 - (例2) 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なものでなければならないものとし、現場への精通といった計数的な根拠が希薄な理由で低価格の積算をしていないか、現場事務所の設置に代えて自社施設の活用を予定している場合に具体的な低減額を計数的に把握して積算をしているか、下請負者による施工を予定している場合に下請予定業者（入札者が工事を直接請け負わせることを予定している下請負人をいう。以下同じ。）の見積金額を反映しているかなどを確認する。
 - (例3) 計上する金額は、現実的なものでなければならないものとし、単に下請予定業者の見積金額によっているだけでなく、原則、その下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられているかなどを確認する。
- (3) 通知の第2項第4号イに定める労務費の金額、通知の第2項第11号イ（イ）に定める労務単価並びに通知の第2項第15号ウ及び第19号ウに定める技術者単価の金額が、これら各項に定める過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、当分の間、下請予定業者が過去3月以内に労務者又は技術者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。
- (4) 通知の第2項第24号に定める工事成績評定点について、国土交通省において取りまとめている工事成績評定点の確認が出来ないときは、当分の間、契約担当官等において可能な範囲での確認を行えば足りるものとする。
- (5) 特別重点調査の手続きを執った案件については、その手続きあたり提出された資料及び調査結果について、整備計画局建設制度官へ送付するものとする。また、資料不備などにより無効とした場合においても、無効とした理由と資料の提出が有った場合には提出された資料を添えて送付するものとする。